

# 地役権設定契約書（見本）

承役地所有者 松本太郎・(株)長野会社（以下「甲」という。）と、地役権者 松本市長 臥雲 義尚（以下「乙」という。）とは下水道管布設のため、次のとおり地役権設定契約を締結する。

（地役権設定の目的）

第1条 末尾に記載する甲の所有する土地（1）（以下「この土地」という。）に、乙の所有する土地（2）を要役地とし、下水道管を布設しこれを使用する事について、地役権を設定する。

（地役権設定の範囲）

第2条 乙が設定する地役権の範囲は、この土地全部とする。

（存続期間）

第3条 地役権の存続期間は、契約締結の日から下水道管の存続する期間とする。

（地代）

第4条 設定された地役権地使用料は、無償とする。

（地上の使用制限）

第5条 甲は、この土地に新たな建物及び工作物等を築造することができないものとする。ただし下水道管の維持管理上支障のない軽微なものの設置等は、甲乙が協議して決定する。

（損害賠償）

第6条 下水道管の設置に起因する第三者の損害は、甲がその責を負う。

（担保責任）

第7条 この契約に第三者から異議の申し立てまたは権利の主張があったときは、甲がこれを解決する。

（権利の継承）

第8条 この土地の所有権を第三者に譲渡するときは、甲はこの契約を譲渡する者に継承させるものとする。

（下水道管の維持管理）

第9条 この土地に布設した下水道管の維持管理は乙が行い、維持管理のためにこの土地に立ち入り、使用することができるものとする。

（公租公課の負担）

第10条 この土地にかかる公租公課は、甲が負担する。

（登記）

第11条 この土地に設定する地役権の登記は、この契約締結後すみやかに甲の負担により行うものとする。

（定めのない事項）

第12条 前各条に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

(甲) 松本市 丸ノ内1-1  
松本 太郎 ㊟

長野市 城山10-10  
㈱長野会社 代表取締役 長野次郎 ㊟

(乙) 松本市大字島立1490番地2

松本市長 臥雲 義尚 ㊟

## 1 土地の表示

(1) 承 役 地 (甲所有地)				
所	在	地目	地積 (㎡)	備 考
松本市		雑種地	86.00	

  

(2) 要 役 地 (乙所有地)				
所	在	地目	地積 (㎡)	備 考
松本市	宮渕本村126番	畑	578.00	宮渕浄化センター

## 2 工作物の表示

種 類	規 格	数 量	備 考
硬質塩化ビニル管	内径200mm	10.22m	本管